

# ODC 分析研究会 会則

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (名称)

ODC 分析研究会とする。

### 第 2 条 (設立趣意と理念)

#### [設立趣意]

日本の高い品質のものづくり文化を根底から支える品質管理や品質保証の分野において、検証結果の欠陥分析は重要な技術テーマです。旧来より品質管理において「欠陥」は、除去する対象だけでなく、品質の向上を実現する種として重要視されています。しかし欠陥分析は、日本の企業群や組織でさまざまな取り組みが行われている結果、統一された分析技法の定着を阻害しています。分析技法が標準化されていないことで、「欠陥」そのものでなく欠陥の除去技術や製品の品質評価方法などが組織の壁を越えて議論され難しくなっています。

これらを解決するためには、欠陥分析に関係する用語や欠陥を分類する属性を統一し、共通の言語で品質を語るができる場を提供することが必要です。

ODC 分析研究会は、企業や組織の枠組みを超えて欠陥分析の議論や研究を行うことで、ものづくりを行う企業に寄与するために設立します。

#### [理念]

欠陥分析がものづくりの品質向上に寄与するものと信じて、その研究成果がものづくりにたずさわる企業や組織に対して、社会貢献することを目指します。

## 第 2 章 活動

### 第 3 条 (活動)

前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

#### (1) 活動期間

4 月 1 日を起点に 1 年サイクルの活動とする。

#### (2) 定例会

年 9 回程度、4～5 時間程度／1 回 を基本に、定例会を開催し、グループディスカッションを行う。

#### (3) 対外発表

必要に応じて、ソフトウェア品質シンポジウム (SQiP シンポジウム) や期末の成果報告会等、活動成果の対外発表を行う。

#### (4) その他の活動

必要に応じて、活動推進のための合宿を行う。

#### (5) アンチトラスト規定

本研究会の活動では、企業の事業活動に関する討議はしない  
例)

企業の事業戦略

製品の価格（含む将来価格）や販売事項

製品のマーケティング戦略

製品の生産能力

製品の顧客アロケーションや顧客戦略

製品の出荷予定日

他の企業・団体の活動を制限あるいは阻害する行為に関する討議はしない

研究会内限定での情報は、研究会外では漏らさない

### 第3章 会員

#### 第4条（会員資格）

会員資格は、下記の項目を有し、承諾をいただけることを条件とします。

- ・ ODC 分析に必要な欠陥情報を持ち寄れる方
- ・ ODC 分析研究成果として、分析パターンを提供していただける方  
(欠陥情報は機密事項については必要ありません。ODC 分析を実施でき、ODC 分析パターンを抽出できる要素のみ提供していただきます)

##### 1) 成果物の使用・利用できる権利の譲渡

研究会で作成した成果物は、セミナーや広報などの普及活動に使用・利用できる権利を ODC 分析研究会および第 12 条の事務局に譲渡します。

#### 第5条（会員種別）

本会は第 2 条の目的に賛同する正会員で構成し、人員は年度で決定する。

#### 第6条（入会）

事務局からの募集に対し、入会申込書を提出し、運営委員会の承認を得る。

募集は毎年 4 月とし、年度の途中参加は原則認めない。

ただし、会の進行状況に照らして、合宿までは（合宿当日を含む）、途中参加を認める場合がある。

#### 第7条（退会）

退会の意思を書面（メール可）で事務局に提出する。

#### 第 8 条（会員資格の継続と停止）

会員資格は当該年度継続するものとし、次年度へは継続しない。継続参加する場合は、再度入会の申し込みを行う。

活動への参加の意思が見られない場合（原則として定例会に連続 2 回連絡なく欠席）、事務局から会員に継続の意思確認メールを出す。本人からの退会依頼があった場合、もしくは確認メールに対する返信がない場合は退会とする。

#### 第 9 条（会費および参加費）

原則無料とする。

ただし、交通費、定例会以外の合宿や情報交換会などは参加者の自己負担とする。

### 第 4 章 運営委員

#### 第 10 条（運営委員）

本会の活動計画の立案、活動の活性化、実行の具体的推進を行う運営委員を置く。  
委員は、運営委員会の承認により選任する。

#### 第 11 条（運営委員会）

本会の活動計画や運営方針を決めるため運営委員会を実施する。  
開催は原則定例会に合わせ実施する。

### 第 5 章 事務局

#### 第 12 条（事務局）

一般財団法人 日本科学技術連盟に事務局を置く。

### 第 6 章 補則

#### 第 13 条（会則の変更）

会則を変更するときは、運営委員会の承認を得る必要がある。

#### 第 14 条（会則の発効日）

本会則は 2019 年 4 月 1 日に制定、即日施行する。

以上